

◎地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第百条〔略〕 ②～⑬〔略〕</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p>⑯ 議長は、条例で定めるところにより、提出された前項の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>⑰ 前項の規定によるほか、議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>⑱ 普通地方公共団体が第十四項の政務活動費を交付することとする場合においては、当該政務活動費に係る支出の適正を確保するた</p>	<p>第百条〔略〕 ②～⑬〔略〕</p> <p>⑭ 〔同上〕</p> <p>⑮ 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>〔新設〕</p>

め、提出された第十五項の報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする。

⑱⑳ [略]

(特例一部事務組合)

第二百八十七条の二 [略]

2⑶ [略]

7 前編第六章第一節(第九十二条の二に限る。)、第二節(第百条第十四項から第二十二項までを除く。)及び第七節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の二、第九十九条、第百条の二及び第二百五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十八条第一項及び第百条第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあり、並びに第九十八条第二項並びに第百条第二項から第五項まで及び第八項から第十三項までの規定中「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七条第一項中「法律」とあるのは「規約で定めるところにより、法律」と、第二百二十四条中「議員」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。

8・9 [略]

⑱⑳ [略]

(特例一部事務組合)

第二百八十七条の二 [略]

2⑶ [略]

7 前編第六章第一節(第九十二条の二に限る。)、第二節(第百条第十四項から第二十項までを除く。)及び第七節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の二、第九十九条、第百条の二及び第二百五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十八条第一項及び第百条第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあり、並びに第九十八条第二項並びに第百条第二項から第五項まで及び第八項から第十三項までの規定中「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七条第一項中「法律」とあるのは「規約で定めるところにより、法律」と、第二百二十四条中「議員」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。

8・9 [略]